

放置艇

放置艇とは

放置艇とは、港湾・河川・漁港の公共用水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例などにに基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶のこと、または、水域管理者の認めた施設や区域に係留されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留している船舶のことをいいます。



沈没船化した放置艇



洪水で流出した放置艇



無秩序な係留による景観の悪化



船舶航行の支障となる放置艇

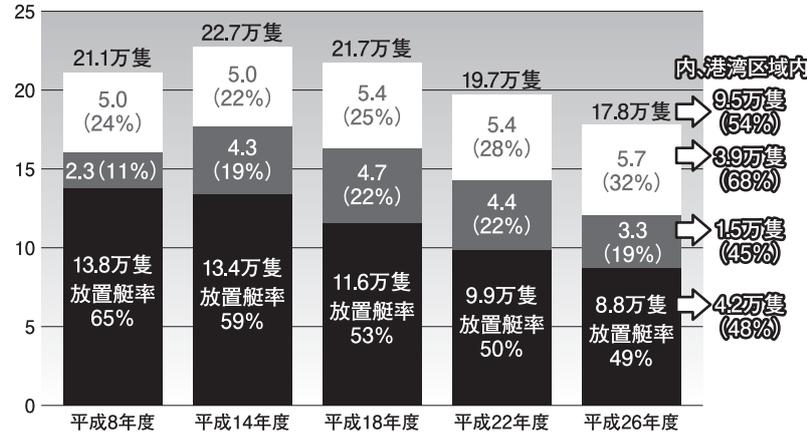
放置艇の現状と課題

プレジャーボートを利用したレクリエーション活動が盛んになるにつれて、各地の港湾・河川・漁港等で多数の放置艇が見受けられるようになり、船舶の航行障害、洪水・高潮時の放置艇の流出による被害、油の流出、景観の悪化といった多岐にわたる問題が顕在化しています。

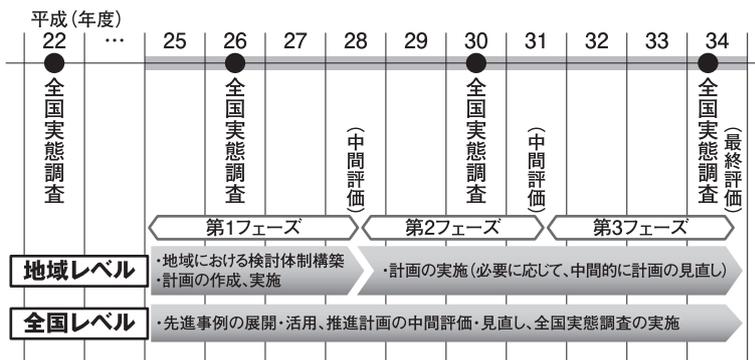
国土交通省及び水産庁では、平成8年度より港湾・

河川・漁港等の三水域を対象として「プレジャーボート全国実態調査」を実施して、各水域における係留・保管状況及び放置状況等を把握するとともに、こうした実態を踏まえつつ、「係留・保管能力の向上」と「規制措置」を両輪とした放置艇対策を推進しているところです。その結果、放置艇の隻数及び割合は徐々に減少しているものの、プレジャーボートのおよそ半数が未だ放置艇となっており、必ずしも十分な効果が現れているとは言えず更なる対策の推進が必要です。

(単位:万隻) □マリナー等 ■マリナー等以外 ■放置艇



全国の水準線近傍での係留・保管状況 (港湾・河川・漁港の3水域)



推進計画のロードマップ

計画の策定とその取り組み

放置艇の実効的かつ抜本的な解消、更には既存の水域等を有効活用した利用環境改善や地域振興へ向けて、関係省庁、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携・役割分担の下で取り組むべき施策や更なる対策の強化を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的として、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(以下、「推進計画」という)を策定しています。今後10年間で放置艇を解消する目標を設定し、関係者間で連携しつつ、放置艇対策に取り組んでいます。

また、平成28年度には、推進計画に基づき、これまでの取り組みの「中間評価」を行い、必要に応じて計画の内容を見直す等、『新たな視点』を含めて検討し、目標の着実な達成に努めていきます。